

ひまわり福社会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年3月1日～平成33年2月28日までの2年間
2. 内容

目標1：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して職員に配布し、制度の周知を図る

<対策>

☆ 平成30年3月～

制度に関する説明書の作成・配布、全職員を対象とした研修及びホームページや法人広報誌などによる職員への周知

目標2：3歳に満たない子を持つ職員が、希望する場合に利用できる所定外労働時間の免除制度を4歳に引き上げる。

<対策>

☆ 平成30年3月～

対象年齢を3歳から4歳に引き上げることを、ホームページや法人広報誌などによる職員への周知